



〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1 浅草ビューホテル 2階
TEL. 03-3847-1111 FAX. 03-3847-0154 URL: http://www.asachu-rc.jp

2014 - 2015 年度テーマ

R.I. テーマ 「ロータリーに輝きを」

R.I. 会長 ゲイリー C.K. ホアン
地区ガバナー 鈴木 孝 雄

クラブテーマ 「全員参加で楽しく」

クラブ会長 尾 泉 良 和



2015 年 3 月 4 日

第 1398 回例会

会長 尾 泉 良 和
幹事 潮 田 幸 一



本日の卓話

あれから4年「ふるさと浪江を愛し、想い続ける生徒の、育成を目指して」
浪江町立浪江中学校校長 濱名新一様

今後の卓話予定

- 3/11 「金メダルへの道のり～人との出会いに感謝～」
リレハンメルオリンピック複合団体金メダリスト 阿部雅司様
- 3/18 「最近の天気と異常気象への備え」
お天気キャスター 気象予報士 山本志織様
- 3/25 「片 棒」
落語家 古今亭菊丸師匠



3 月お誕生日祝 9 日 (75 才) 大塚 清君 20 日 (66 才) 長沼一雄君

前回 (2/25 1397 回例会) の記録

来 訪 者 紹 介

- ◆ゲスト 0名
- ◆ビジター 0名

出 席 報 告

総会員数	休 会	出席免除	出 席	欠 席	出席率	修 正 出 席 率
44 名	1 名	4 名	37 名	2 名	94.87%	1395 回例会修正 欠席 5 名・出席率 87.80%

会長挨拶<尾泉会長>

- ・本日は会員卓話で、岩田会員に「知ってトクする最新法律知識」ということでお話しいただきます。
- ・2月16日・17日 東京プラザホテルで、第2580地区年次大会が行われ、参加した

会員の皆様、どうも御苦勞様でした。
鈴木孝雄ガバナーよりも御礼のFaxがきています。その席において、2013-2014年度の活動（藤掛年度）に対して会員増強賞、地区内最高の会員維持率、米山寄付達成クラブ 2000万円の2つの表彰を受けました。

幹事報告<潮田幹事>

- ・東京小石川R.C.より例会変更のお知らせが届いております。クラブ事務所にてご確認下さい。
- ・3月のロータリーレートは1ドル=118円です。

委員会報告

<親睦活動委員会 上野委員長>

- ・3月25日（水）は18：30より夜間例会です。卓話は古今亭菊丸師匠による落語（アルコール付き）です。奥様も是非ご参加下さる様お願い致します。本日より出欠確認を取ります。

<創立30周年記念事業実行委員会 海内委員長>

- ・去る2月19日、30周年事業第一部コンサ

ートの打合せがあり、松下芸大教授を迎え、山尾さん、斎藤さん、尾泉さん、上野さん、藤掛さん、海内が出席。スケジュール、会場、動員について討議しました。

- コンサートは14：30開始、14：50まで教授講演の開演とした。
- 「身体障害者と健常者との共生」を中心としたメインテーマとする事が決まった。
- 動員は150～200名を目指す事となりました。

ニコニコボックス

<尾泉、潮田>

- ・岩田会員、本日の卓話よろしく願います。

<後上、天笠、山尾、関原、古谷、斎藤、太田、宮村、藤田、原田、藤掛、中村、松本、海内>

- ・本日の卓話「知ってトクする 最新法律知識」岩田幸一会員、宜しくお願いします。

<上原>

- ・地区大会の参加お疲れ様でした。

<太田、長島>

- ・東北復興支援 継続を!!

<宮崎>

- ・2月5日 台北東海R.C.に出席しました。皆さん良い方々で、何より日本語が公用語で助かりました。

<高木>

- ・宮村さん、先日はありがとうございました。久しぶりに家族4人でおいしい焼肉をいただきました。

<高木>

- ・長沼さん、先日は落語会お誘いいただき

ありがとうございました。久々に夫婦で爆笑しました。

<天笠、山尾、岩戸、渡辺>

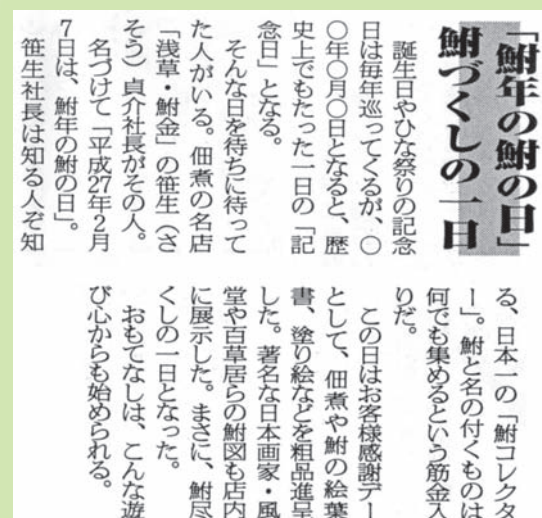
- ・お誕生日のお祝いをして戴き、有難うございました。

<後上、宮崎>

- ・結婚記念日に花束を戴きまして誠に有難うございました。

<笹生>

- ・ヒノデ新聞で紹介されました。



「知ってトクする 最新法律知識」



弁護士 岩田 幸一 会員

知って得する, 民法大改正のポイント

第1 民法の120年ぶりの大改正

1 大改正の理由

民法は1896年(明治29年)に制定。

約120年間、債権関係の規定はほとんど改正なし。

このため、

→①時代遅れ, ②条文を読んでもルールが分からない,

③ルールがないケースは判例の積み重ねで対処

そこで、

→①社会・経済の変化に対応する, ②用語を分かりやすくする,

③判例で定着したルールを明文化する, といった観点から, 民法大改正へ

2 今後の流れ

法制審議会が2月24日, 200項目に及ぶ改正の要綱を決定し法務大臣に答申

→それを受け, 法務省は今国会に民法改正案を提出

→民法の大改正がいよいよ年内に実現

以下, ポイントを解説。 ○は現行法, 改正の理由は下線, ●は改正案

第2 「飲み屋のツケから逃げられない？」 ～短期消滅時効の廃止

1 消滅時効＝一定期間の経過によって, 債権等の財産権が消滅する制度

2 ○一般的な債権の消滅時効期間→「権利行使できる時から10年間」

○職業別に「短期消滅時効」

・飲食店の料金の時効＝1年間

・弁護士報酬の時効＝2年間

・医師の診察料の時効＝3年間

but, 現代社会で, 相手の職業により, 時効期間が異なる理由は説明不能

3 職業別の短期消滅時効を廃止

- 「権利行使できると知った時から5年」に統一

(※ただし、「権利行使できる時から10年」という従来の一般原則は残る)

4 生命・身体の侵害の損害賠償の消滅時効

- 権利行使できる時から20年 (○現行法は「不法行為」の時から)
- 損害及び加害者を知った時から5年 (○現行法は「3年」)

第3 事業融資を受けるのが困難に? ～個人保証の原則禁止

- 1 ○現行法 →保証人になるのに特に制限なし

but, ①義理人情から無償で行われることが通例

②契約時には履行を求められるか不確定

→保証人が自己の責任を自覚認識しない

→個人の保証人が想定外の多額の保証債務 (特に事業のための借入は高額) の履行を求められる

→夜逃げ・破産・自殺

2 ●個人保証の制限

(1) 適用対象

- ① 保証人が個人 (→法人は対象外)
- ② 主債務が事業のために負担したもの (→賃貸借の保証等は対象外)

※適用除外 (=制限なし) ←中小企業からの要請

I 主債務者が法人その他の団体の場合

- ① 役員 (理事, 取締役, 執行役又はこれらに準ずる者)
- ② オーナー (総株主等の議決権の過半数を有する者)

II 主債務者が個人の場合

- ① 共同事業者
- ② 事業に現に従事している配偶者

(2) 有効要件

- ① 契約の締結に先立ち
- ② 締結日前1か月以内に公正証書をもって
- ③ 保証人となろうとする者が保証人となる意思を表示

3 ●保証人に責任を認識させる機会の付与

(1) 主債務者の情報提供義務

- ① 財産及び収支の状況
- ② 主債務以外に負担している債務の有無・額・履行状況
- ③ 主債務の他の担保の有無及び内容

★義務違反のペナルティーとして保証人が保証を取り消せる!

(2) 債権者の情報提供義務

I 主債務者の履行状況（①不履行の有無，②残額など）に関して

II 主債務者の期限の利益喪失を通知する義務

（→通知をしないと，主債務者の返済遅滞時から保証人への通知までに生じた遅延損害金は請求できなくなる）

4 ●個人保証人の保護 ～根保証の制限を一般化

(1) 根保証＝債務者が債権者に現在有し又は将来有する一切の債務を（債務者と連帯して）保証する約束。

(2) ○現行法 →保証人保護のため，貸金債務等を個人が根保証する場合（貸金等個人根保証）は極度額を定めなければ無効などの改正が平成16年に行われたが，賃貸借契約等に特に制限はなかった。

b u t, 友人に頼まれ，賃貸借契約の連帯保証人となった場合，その友人が長期間家賃を払わなかったり，火災を起こしたりした場合，保証人が高額の損害賠償を請求されることがあった。 →こうしたトラブルを防ぎ，個人の保証人を保護する必要性大

(3) ●改正案 →賃貸借契約等の個人保証も個人根保証として対象に。

賃借人が，個人を保証人とする場合は，個人根保証であり，契約時に，保証の極度額（限度額）を定めることが必須条件となる（書面等で定めなければ無効）

※ただ，個人保証人を保護するための改正なのに，具体的な金額が極度額として明示されることで，かえって保証人になることを嫌がられるケースが出るのが懸念

第4 賃貸借，ようやく敷金のルールが明確に！

1 ○現行法 →敷金に関して規定なし

国土交通省が制定した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」があるものの，遵守しなくとも罰則が科せられるわけではなかった

そのためか，退去時に敷金が全く返ってこなかったり，ハウスクリーニング，クロス張り替え，畳表替えなどの原状回復費用として敷金以上の金額を請求されたりするトラブルが多発

2 ●改正案

→①敷金＝「家賃などの担保」と定義

→②契約終了後，部屋を引き渡したとき返還義務が発生

→③原状回復について，借り主は通常の使用による傷みや経年変化を修理しなくてよいことも明記

※日々の生活でできた畳のすれや日焼けなら，大家から畳の張り替え代を請求されても敷金から差し引く必要はないと賃借人は主張できることになる。

3 ●賃貸借の存続期間（最長50年），賃借人の修繕権限，転貸借の明文化など

第4 損保業界、激震?! ～法定利率の引き下げ、変動制の導入

1 法定利率＝「金銭消費貸借契約」（お金の貸し借りのこと）で金利を定めない場合や支払いが遅れた場合に支払う遅延損害金などに適用される金利

2 ○現行法 →年5%+固定制

but, 銀行の大口定期預金の金利が0.1%に届かない時代であり、今時、年5%の利回りの金融商品など探すのは大変。低金利時代にはそぐわない。

3 ●改正案 →年3%+変動制（3年ごとに市場金利に応じて1%きざみで改定）

4 最も影響を受けるのは損害保険業界（～いずれ保険料も値上げ？）
（日常生活への影響）

①損害保険の保険金受取額が増加 →事故の被害者にとってプラス

②損保会社が契約者から受け取る保険料を値上げ? →保険契約者にとってマイナス

第5 その他

1 債務不履行解除

●要件として、債務者の帰責事由が不要になった(ex: 震災による遅延でも解除される)

(銀行の解除の目的は、相手方への制裁ではなく、相手方を契約の拘束から解放する点)

2 売買の担保責任

○現行法 →特定物売買(ex: 中古車)については、納得済み故「瑕疵」担保責任のみ買主の採り得る手段は、①解除、②損害賠償のみ

but, ネット市場での売買が一般化し、商品の現物を見ないで購入するケースが増えており、欠陥に気付きにくい。

●改正案 →債務不履行責任に統一

→「契約の内容に適合したものを引き渡す義務」を明文化(★「瑕疵」は削除)

買主の採り得る手段は、①解除、②損害賠償に加えて、

③目的物の修補、④代替物の引渡し、⑤不足分の引渡、⑥代金減額請求

3 改正点を詳しく知りたい方は

要綱における改正点は約200点あり、まだ他にも改正点は多数あります。興味のある方は、法務省のHPに掲載されている「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（平成27年2月10日決定）をご覧になって頂ければと思います。

以上